



障害者の虐待防止に関する指針

制定 令和 4 年 4 月 1 日
株式会社プロウェーブ

音声読上げ



はじめに

株式会社プロウェーブが、運営する障がい者グループホーム すてっぷかながわでは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律※に基づき全ての職員がこれらを認識し遵守し、社会福祉を増進する目的として本方針を定める。

※この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による。障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資する事を目的とする。(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第一条 目的より)

I.障害者とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含む。）その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※障害者基本法第二条一項より

II 擁護とは

侵害や危害を加えられないように、かばい守る事

※類似語

養護・・・特別な保護を必要とする者を生活面や経済面で支援すること。

III.基本的な考え方

1. 障害者への虐待もしくは虐待と捉えられかねない行為は、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人ではいかなる場面においても利用者の尊厳と主体性を尊重し様々な障がいの特性を理解する事に努め虐待もしくは虐待と捉えられかねない行為を「しない」「させない」「見逃さない」支援の実施に一丸となって努めます。特に「見逃さない」を遵守する為に虐待もしくはそれに類似する行為があった場合には通報の義務を果たすよう周知徹底します。また、身体拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体拘束廃止に向けた意識を共に持ち身体拘束「0」を目指します。

IV.虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

1. 身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
(蹴る・殴る・たばこを押しつける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等)
2. 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。
(性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等)

3. 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応

または不当な差別的言動、著しい心理的外 傷を与える言動を行うこと。

（「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

4. ネグレクト 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない、栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

5. 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者 の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

V.虐待防止に関するする為の職員研修

入社時に虐待防止に関する研修及び障害者の特性並びに対応方法の研修を行う。

6ヶ月に一度全職員に対する虐待防止に関する研修及び職員のストレスチェックを行う。

VI.身体拘束「0」にする為の支援の方針

身体拘束を「0」にするために日常的に以下のことに取り組みます。

- ・利用者主体な行動・尊厳ある生活を支援いたします。
- ・言葉や表情、対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に寄り添ったサービスを提供し多職種と連携し個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ・利用者の安全を確保する観点から利用者の身体的。精神的自由を安易に妨げる行為は行いません。万が一緊急やむを得ず安全確保を優先する必要がある場合には身体拘束を委員会において慎重に検討いたします。
- ・その必要性を検討しないまま安易に「やむを得ない」と身体行為に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら支援いたします。

1. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は 身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行いできるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

※参考緊急やむを得ない場合の例外三原則

- ①切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性:身体拘束及びその他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性:身体拘束及びその他の行動制限が一時的なものであること。

2. 本人又は利用者の生命身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束をおこなわなければならない場合の手順

(1) カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束の実施を検討せざるを得ない状況になった場合、各関係部署の関係者が集まり、拘束による利用者の心身損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の三要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い、早期の廃止に向けて努めます。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し十分な理解が得られるよう努めます。

また、身体拘束の同意期限を越えなお必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対して、行っている内容と継続の必要性利用者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録は基準上義務付けられており、身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法について随時検討します。

身体拘束に関する記録は2年間保存することが定められています。

(4) 拘束の解除

記録に基づく再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。

その際には契約者、家族に報告します。

尚、一旦その時の状況から、試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合がありますが、数日以内に同様の対応で再度身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(契約者等)に連絡し経過報告を行うとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命及び身体の保護の観点から同様の対応を実施させていただきます。

(5) 入所者等に対する当該指針の閲覧

当指針については、入所時に説明させていただくとともに、利用者本人・ご家族の要望に応じ、いつでも閲覧することができます。

また、身体拘束に関する記録については、対象利用者ご本人又はそのご家族からの請求があれば開示します。

VII.虐待防止に向けた組織体制

1. 虐待防止委員会

当法人では虐待を「しない」「させない」「見逃さない」職場環境の構築に向けて虐待防止委員会を設け虐待防止委員会運用指針を定めます。

令和4年4月1日制定